別表第四四・〇八項中「丸はぎ」を「丸剝ぎ」に改め、「（この類の号注2のものに限る。）」を削り、同表第四四〇八・三九号中「かりん）」の下に「、たがやさん、紅木、したん又はこくたん」を加え、同表第四四〇八・九〇号中「、たがやさん、紅木」を削る。

別表第四四〇九・一〇号中「まつ属、もみ属」を「マツ属、モミ属」に、「とうひ属」を「トウヒ属」に、「からまつ属」を「カラマツ属」に改め、同表第四四〇九・二一号の次に次の一号を加える。

四四〇九・二二	熱帯産木材のもの	
	一　引抜材	七・五％
	二　玉縁及び繰形	四・八％
	三　その他のもの	
	(一)　ふたばがき科のもの	一〇％
	(二)　その他のもの	無税

別表第四四一二・三一号中「（この類の号注2のものに限る。）」を削り、同表第四四一二・三二号を削り、同表第四四一二・三九号中「　その他のもの（いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。）」を「　その他のもの」に改め、同号の前に次の二号を加える。

四四一二・三三	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のうちはんの木（ハンノキ属のもの）、ビーチ（ブナ属のもの）、かば（カバノキ属のもの）、桜（サクラ属のもの）、くり（カスタネア属のもの）、にれ（ニレ属のもの）、ユーカリ（ユーカリ属のもの）、ヒッコリー（ペカン属のもの）、栃の木（トチノキ属のもの）、しなの木（シナノキ属のもの）、かえで（カエデ属のもの）、オーク（コナラ属のもの）、プラタナス（スズカケノキ属のもの）、ポプラ若しくはアスペン（ヤマナラシ属のもの）、はりえんじゅ（ハリエンジュ属のもの）、ゆりの木（ユリノキ属のもの）又はウォルナット（クルミ属のもの）のものに限る。）	
	一　ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	
	(一)　側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	一〇％
	(二)　その他のもの	一五％
	二　その他のもの	
	(一)　厚さが六ミリメートル未満のもの	一五％
	(二)　その他のもの	一〇％
四四一二・三四	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限るものとし、第四四一二・三三号のものを除く。）	
	一　ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	
	(一)　側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	一〇％
	(二)　その他のもの	一五％
	二　その他のもの	
	(一)　厚さが六ミリメートル未満のもの	一五％
	(二)　その他のもの	一〇％

別表第四四・一八項中

「

四四一八・七一	モザイク状の床用のもの	
四四一八・七二	その他のもの（多層のものに限る。）	
四四一八・七九	その他のもの	
	一　セルラーウッドパネル	
	二　その他のもの	
	(一)　木製の建具及び床柱	
	(二)　その他のもの	
四四一八・九〇	竹製のもの及び少なくとも最上層（摩耗層）が竹製のもの	三・九％
	その他のもの（モザイク状の床用のものに限る。）	三・九％
	その他のもの	三・九％
四四一八・九一	その他のもの	
	竹製のもの	
	一　セルラーウッドパネル	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　建具及び床柱	無税
	(二)　その他のもの	三・九％
四四一八・九九	その他のもの	
	一　セルラーウッドパネル	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　木製の建具及び床柱	無税
	(二)　その他のもの	三・九％

」

を

「

四四一八・七三	竹製のもの及び少なくとも最上層（摩耗層）が竹製のもの	三・九％
四四一八・七四	その他のもの（モザイク状の床用のものに限る。）	三・九％
四四一八・七五	その他のもの（多層のものに限る。）	三・九％
四四一八・七九	その他のもの	
	その他のもの	
	一　セルラーウッドパネル	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　建具及び床柱	無税
	(二)　その他のもの	三・九％
四四一八・九九	その他のもの	
	一　セルラーウッドパネル	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　木製の建具及び床柱	無税
	(二)　その他のもの	三・九％

」

に改める。